公的研究費等の不正防止計画

令和 2 年 10 月 5 日制定 (令和 5 年 11 月 1 日改正)

(目的)

本計画は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日(平成 26 年 2 月 18 日改正)文部科学大臣決定)に基づき、株式会社RICOS(以下、「当会社」という。)における、公的研究費を活用した研究活動の不正行為を防止し、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、次のとおり、不正防止に関する計画を策定する。

区分	不正発生リスク要因	防止計画
1. 責任体制の明確化	・責任体制が不明確のため、不正	・当会社内における最高管理責任者と統
	防止対策や不祥事発生時に的確か	括管理責任者の責任範囲・権限について、
	つ迅速な対策が実施できない。	説明会等や外部への公開等により、その
		周知徹底を図る。
2. 公的研究費の適正な運営・管理のための基盤の整備	・公的研究費の使用ルールが遵守	・使用ルールについての規程を作成し、当
	されていない。	会社の研究活動に関わるすべての職員を
		対象に説明会を実施するとともに、ホー
		ムページへの公開や相談窓口の設置によ
		り、使用ルールの周知徹底を図る。
	・公的研究費の使用ルールと実態	・職員全員が遵守すべき「研究実施規程」
	が乖離している。	「研究活動における不正防止に関する規
		程」等を定め、研究倫理教育、説明会等に
		より、その周知徹底を図るとともに、意
		識の向上を図る。
3. 研究費の適正な運営・管理 (予算、発注、検収)	・予算執行状況が適切に把握され	・研究計画に基づき、計画的な予算執行
	ていないため、適切な執行が行え	の有無を人事総務部の事務担当者が適宜
	ない。	確認を行うとともに、必要に応じて改善
		を求める。正当な理由により、研究費の
		執行が当初計画より遅れる場合等におい
		ては、繰越制度の積極的活用等、ルール
		そのものが内蔵する弾力性を利用した対
		応を行う。また、研究費を年度内に使い
		切れずに返還しても、その後の採択等に
		悪影響はないことを周知徹底する。
	・研究者が発注して人事総務部の	・発注は原則、人事総務部の事務担当者が
	事務担当者が関与していない。	実施する。またやむを得ず、研究者自身による発注を認める場合であっても、可
		能な範囲をルールで定め明確化する。
	 ・研究者が検収作業を実施してい	・原則、人事総務部の事務担当者がすべ
	るなど、納品検収が適切に行われ	ての検収を実施して、納品事実の確認を
	るなど、利品が表現が過剰に行われた	徹底する。
	・合理性のある理由がないにも関	・一定以上の取引業者には不正な取引を
	わらず一部の業者に発注が集中す	しない旨の誓約書の提出を求め、不正な
	るなど、研究者と取引業者が必要	取引に関与した業者に対しては、取引停
	以上に密接な関係を持った状態と	上等の必要な措置を講じる。
	なっている。	E 1 3 2 2 3 3 E C II 7 C C I
4. 情報伝達方法の健全化	・不正使用を発見したにもかかわ	・公益通報、研究活動の不正行為等にか
4. 旧報仏達力仏の健主化	らず、告発先がわからない。	かわる通報の通報先について、説明会等
		やホームページ上での公開等により、そ
		の周知徹底を図る。
	 ・不正使用を発見した者が不利益	・公益情報、研究活動の不正行為等にか
	を恐れて通報・告発を躊躇する。	かわる通報・告発に際して、通報者が不
		利益を受けないことを規程において明確
		に定めるとともに、説明会等を通じてこ
		のことの周知徹底を図る。
5. モニタリングの実施	・期間の経過に伴い、策定された	・定期的に不正の発生要因を分析すると
3. C. 7 7 V 7 17 CNE	不正防止計画が陳腐化する。	ともに、点検・評価を行い、必要があれば
		管理・監査体制や不正防止計画の見直し
		を実施する。
	<u> </u>	<u> </u>